



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

## 政府調達公告版

### 目次

入札公告	1
入札公告	33
入札公告の取消	
入札公示	33
公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））	
招請	35
意見招請に関する公示	
随意契約	36
随意契約に関する公示	
落札	38
落札者等の公示	

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

## 入札公告

### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。  
令和元年5月24日

支出負担行為担当官

衆議院庶務部会計課長 白藤 知木

◎調達機関番号 001 ◎所在地番号 13

○第23号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 75
- (2) 事業名 衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）
- (3) 事業場所 東京都千代田区永田町2-2-1、2-1-2
- (4) 事業内容 本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「P F I 法」という。)第7条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「S P C」という。）を設立し、当該S P C が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるO (Operate) 方式により、衆議院議員会館（以下「議員会館」という。）の維持管理・運営に関する業務を行うものである。  
主な業務は次のとおりである。
  - ① 維持管理業務
    - ア 建築物点検保守・修繕業務（植栽管理、議員事務室入替時の対応、会派事務室の模様替えを含む。）
    - イ 建築設備運転・監視業務
    - ウ 清掃業務（廃棄物の収集、ねずみ等の防除を含む。）
  - ② 運営業務
    - ア 受付業務
    - イ 鍵管理業務
    - ウ 什器・備品運用管理業務

- エ 駐車場管理業務
- オ 会議諸室管理業務
- カ 国会健康センター管理業務
- キ 全般管理業務
- ク 選挙関連事務等支援業務
- ケ 警備業務
- コ 福利厚生業務

(5) 事業期間 契約締結日から令和12 (2030) 年3月31日まで。

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

① 入札参加者は、1(4)①及び②に掲げる業務を実施することを予定する一の企業又は複数の企業によって構成されるグループとする。

後者においては入札参加者を構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、入札参加者を構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行う。

② 代表企業及び代表企業以外の入札参加者を構成する企業（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業）は、S P C に出資を行う（代表企業は必ずS P C に出資を行うが、入札参加者を構成する全ての企業がS P C に出資する必要はない。）。

なお、S P C の株主は下記の要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員（代表企業以外の入札参加者を構成する企業でS P C に出資を行う企業をいう。以下同じ。）(入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業)である株主がS P C の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有する。

イ 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならない。

ウ S P C の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでS P C の株式を保有することとし、衆議院の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

③ 入札に当たり、代表企業、構成員及び協力企業（代表企業、構成員以外の入札参加者を構成する企業でS P C に出資を行わない企業をいう。以下同じ。）のそれぞれは、1(4)①及び②のいずれの業務に携わるかを明らかにする（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業が全ての業務に携わることを明らかにする。）。なお、各業務は、入札参加者を構成する企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

④ 入札参加者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、入札参加者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、衆議院と協議するものとし、その事情を検討の上、衆議院が認めた場合はこの限りではない。

⑤ 入札参加者を構成する企業のいずれかが、他の入札参加者を構成する企業でないこと。

⑥ 当該入札参加者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者を構成する企業でないこと。ただし、当該入札参加者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の入札参加者の協力企業である場合を除く。

⑦ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。

ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が、「会社更生法」(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社等（「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。  
a 子会社等と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。）の関係にある場合  
b 親会社等を同じくする子会社等同士

の関係にある場合